

令和5年度第3回  
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会  
議事録

令和5年10月20日 開催

第3回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 会議録	
日 時	令和5年10月20日(金) 14時からから 16時まで
開催場所	逗子市役所5階 第2・3会議室
出席者	牛尾 幸子(公募市民)
	杉浦 忠(公募市民)
	小野口 富士男(公募市民)
	大石 忠(逗子市身体障害者福祉協会)
	黒崎 信幸(逗葉ろうあ協会)
	中野 由美子(逗子市手をつなぐ育成会) ※佐藤 宏子メンバーの代理出席
	斗舛 もも子(社会福祉法人 湘南の凧えいむ)
	八木 美穂(逗子市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会)
	木村 浩介(逗子市社会福祉協議会)
	伊藤 英樹(逗子市教育委員会 子育て支援課)
	藤井 寿成(逗子市教育委員会 療育教育総合センター)
	石渡 和実(東洋英和女学院大学 名誉教授) ※アドバイザー
欠席者	木本 幸子(相談支援・就労継続支援B型事業所 カモミール)
	横溝 由佳(鎌倉保健福祉事務所 保健予防課)
	関谷 彩子(地域活動センター ワークショップ リプル)

事務局	黒川 恭祐（逗子市 障がい福祉課）
	栗原 富士子（逗子市 障がい福祉課）
	山口 翔太郎（逗子市 障がい福祉課）
	小宅 友理（逗子市 障がい福祉課）
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	（１）第 7 期逗子市障がい福祉計画及び 第 3 期逗子市障がい児福祉計画について （２）その他
議 事	別添 議事録要旨のとおり
配布資料	○次第 ○逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 名簿 ○資料（１）第 7 期逗子市障がい福祉計画及び 第 3 期逗子市障がい児福祉計画（修正案） ○資料（２）修正案の主な変更点等説明資料 ○資料（３）計画策定及び検討会スケジュール ※机上配布

### 第3回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 議事録要旨

#### 【開会】

事務局 黒川

本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから『令和5年度第3回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会』を開催させていただきます。

本日は情報保障のため、手話通訳者と要約筆記者が入っておりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃってからお話しくださいますようお願いいたします。

前回に引き続き、第7期逗子市障がい福祉計画と第3期逗子市障がい児福祉計画の策定に向けて議論いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の出席者はメンバー13名となります。(相談事業所・就労継続支援B型事業所カモミールの本本メンバー、地域活動支援センター ワークショップ リプルの関谷メンバー、神奈川県鎌倉保健福祉事務所横溝メンバーがご欠席です。また、逗子市手をつなぐ育成会は、佐藤メンバーの代理として中野様にご出席いただいております。)

また、ご報告ですが、第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画改定業務委託契約を株式会社コミュニティー・プランナーズと結んでおりましたが、10月17日付で契約解除いたしましたので、ご報告いたします。今後は策定業務の委託は行わず、計画書等の音声コード作成及び製本業務の委託などを検討しております。

早速ですが、傍聴を希望される方がいらっしゃるか確認いたします。(傍聴なし)

議事を始める前に、資料を確認させていただきます。係長の栗原から確認いたします。

事務局 栗原

本日の検討会の資料を確認させていただきます。事前に郵送でお送りいたしました次第、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の名簿、資料1「第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画(修正案)」、資料2「修正案の主な変更点等説明資料」がございます。それから、本日皆様の席上に配布させていただいております資料3「計画策定及び検討会スケジュール」、それから資料1の差替え資料になります。こちらは発送後、誤りが判明したものを修正したものとなります。皆様足りない資料はございませんでしょうか。

次第と名簿を除く資料のページ上に番号を振っておりますので、会議の際はその番号を示して説明をさせていただきます。ページ下には計画本体のページを記載しており、分かりづらく申し訳ございませんが、本日はページの上の番号をご参照していただきますようお願いいたします。

皆様もご質問等の際はそのページ上番号をおっしゃっていただくと質問がスムーズに進みますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局 黒川

次第の2番目「議事」に入らせていただきます。

それでは、まず、議事（１）「第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について」ですが、前回検討会でご意見をいただいた箇所のご案内及びその修正の説明をまず行い、1度その修正に関してご意見を伺い、次に本市の方で修正いたしました内容の説明をさせていただきます。それでは、担当より資料をもとにご説明させていただきます。

#### 議事1 第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について

事務局 山口

第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について説明いたします。第1回検討会、第2回検討会と重複する話になりますが、この計画は障がい者の自立や社会参加支援のための施策などを記載する障がい者福祉計画ではなく、障害福祉サービスの提供体制の確保について記載する障がい福祉計画と障害児通所支援及び相談体制の提供確保について記載する障がい児福祉計画の策定となります。いわばサービス計画にあたるものです。

（資料1）第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画（修正案）がベースになりますが、その修正内容については（資料2）修正案の主な変更点等説明資料に沿って説明いたしますので、並べて確認していただくこととなるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、資料1はページ上番号1から68、資料2はページ上番号69から72となっております。

まず、資料2をご覧ください。ページ上番号69から70が第2回検討会でいただきました意見で、該当する章・発言メンバー・今回資料で該当する箇所・発言内容・本市における対応を表の形式で示したものとなります。表の一番上から順に説明いたします。まず、一番目、ページ上番号4においては、石渡アドバイザーからご指摘いただきました文言の修正を行っております。また、表の二番目は、大石メンバーからご意見いただきました時系列の国・県の障がい福祉に関する制度について、ページ上番号61から64に資料編として作成いたしました。

次に表の三番目、ページ上番号10では、本日ご欠席ですが、木本メンバーから障がい者という表現を見直すことをご意見としていただきましたので、国の法令に基づく制度など固有名詞として使われているもの以外について、修正を図りました。なお、ご意見の発端となったページ上番号10の（1）真ん中あたりにあります実現に向けた取組みの方向である「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」は本市の総合計画でその表記となっているため、現状維持となります。総合計画の見直しのタイミングで「障がい者」という表記については再度検討させていただきたいと思っております。

また、表の四・五番目は、ページ上番号10中段の基本目標の「障がいのある人等の自己

決定の尊重と意思決定の支援」について、これらを併記することへのご意見を頂いておりましたが、国の基本指針が現表記となっており、それに即した形としたいこと、また、石渡アドバイザーとも相談いたしまして、まだ意思決定の支援について完全には浸透していない部分もあるのではないかとのお話もいただきまして、今回は現表記を活かすこととしました。

続きまして、表の六番目、ページ上番号12、と記載しておりますが、これはページ上番号22まで続く話になります。先ほど係長から資料の案内の中で差替資料について、お伝えしましたが、ほとんどこちらの修正になります。申し訳ございませんでした。続けます。木村メンバーから精神障がいを含めた障がいのある人等について推計を示せるとよいというご意見もいただいておりますので、ページ上番号22で推計を作成しております。積算方法はページ上番号22に記載のとおりとなります。

ページ上番号70をご覧ください。表の一番上から案内をいたします。表の一～三番目の内容です。第2章の話になりますが、大石メンバーから障がい児の現状が分かるデータを示した方がよいとの話と、現在高齢者は65歳以上とは言えないのではないかと、という意見がございました。加えて、石渡アドバイザーからも後期高齢者と分ければ、より内訳が分かりやすいのではとの意見もございましたので、第2章につきましては、児童福祉法において、18歳未満の手帳所持者が障がい児に該当することを踏まえ、今までの表記を改めまして、17歳まで・18～64歳・65歳～74歳・75歳以上という4項目で再作成をさせていただきました。

次に表の四番目です。少しページ上番号が飛びますが、ページ上番号31について、重度障害者等包括支援について、木本メンバーからなぜ0件なのか根拠を明確に示した方がよいとの意見をいただきましたので、文言を追加しております。なお、この件につきましては、県に確認を行いました。取りまとめに苦慮している様子であったため、周辺市への聞き取りを行ったところですが、やはり県内に対応できる事業所がないことから0件として進めているようでしたので報告いたします。

次の表の五番目です。ページ上番号35及び42につきまして、計画相談のサービス件数だけでなく、事業所の確保に関する情報の記載について、表の木村メンバーからご意見をいただきましたので、それぞれ事業所数の情報を追加しております。また、表の6番目にも記載しておりますが、木本メンバーの意見とも重なるため、併せて報告をいたしますが、事業所数のみでなく、人員体制についても見える形にするとよいのではないかとのご意見もいただきましたので、ページ上番号45で相談支援事業者における相談員数の総数と一人あたりの対象者数を示しております。これは現在の全事業者の相談員数で全件のケースを割り返した数字となっており、各法では障害及び介護において、1人あたり35ケースとなっており、ほぼ同じ数字となっておりますが、実際は事業所ごとで異なっており、多いところだと1相談員100ケース近く担当している実態もございます。本日欠席の木本メンバーからも実態については検討会で伝えた方がよいとの意見もいただきましたので、その旨補足させていただきます。令和2年度は申し訳ございませんが、本市において把握・確認ができな

ったため、ハイフンとさせていただいております。

資料2における前回検討会の意見を踏まえた修正は以上のとおりです。なお、ページ上番号71から72に記載している前回検討会でいただいた他のご意見ですが、今回は施策内容を定める計画ではないため、本計画にご意見を反映させることは考えておりませんが、今後、この検討会のみならず、障がい福祉課の事業推進にあたって参考とさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、内容は前回会議で話しているものですので省略させていただきます。

前回検討会を踏まえた修正につきましては以上となります。

事務局 黒川

今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

小野口メンバー

ページ上番号の12の表において、折れ線グラフが示す範囲と目盛りが適切でないため、修正をしてもらいたい。

事務局 山口

確かに適切でないため、修正させていただきます。申し訳ございません。

大石メンバー

ページ上番号55に記載のある障害者基本法や障害者虐待防止法について、法令等障がい関連施策の動きの記載と重複しているため、記載しなくてよいと思う。

また、ページ上番号10に記載のある「ソーシャルインクルージョン」、「リハビリテーション」の説明が抜けている。加えて本文に記載はないが、「ユニバーサルデザイン」が障がい福祉やバリアフリーのことを考える時に必要な言葉なので用語説明に入れてもらいたい。また、「ヘルプマーク」についても、存在を浸透させていくという考えのもと、用語説明に入れてもよいのではないか。

ページ上番号61の部分に神奈川県の手話言語条例について、神奈川県の手話言語条例として当事者目線条例を記載するのであれば、手話言語条例についても記載してもよいのではないか。

最後に、今回はサービス計画の策定との話になっているが、障がい福祉計画といえども障がい者が関わるものであり、今までの障がい者福祉計画のように考えるべきではないか。

事務局 山口

まず、ソーシャルインクルージョン等の用語解説が抜けている点については修正いたします。また、本文に載せていない用語の解説についても、ご意見を踏まえ、どのようにして

いくつか検討していきます。神奈川県手話言語条例につきましてもご意見を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

最後に計画に関してのご意見ですが、現在策定している計画である逗子市障がい者福祉計画において、逗子市障がい福祉計画・逗子市障がい児福祉計画も包含されている状態のため、分かりづらいと思われるかもしれませんが、今回は、第4期逗子市障がい者福祉計画のうち、逗子市障がい福祉計画・逗子市障がい児福祉計画の部分を改定するという動きの一方で、逗子市障がい者福祉計画は現在から令和8年度まで現計画で推進し続けているものとなっております。そのため、それぞれの計画を棲み分けしながら、本検討会では逗子市障がい福祉計画・逗子市障がい児福祉計画にあたる部分の策定を進めさせていただきたいと考えております。

大石メンバー

サービス計画というが、そもそも各サービスについて今後も継続していくかなどの議論なしに見込量などを決めてしまっているように感じる。例えば、ページ上番号63に記載のある障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年度に施行されたことに伴って、手話通訳者や要約筆記者などのような、知的障がい者の意思疎通支援者の育成が重要であるが、そういった検討はどのタイミングで行うこととなるのか。

事務局 黒川

今いただいたご意見については、目指すべき方向や施策として検討していく必要があるため、現在議論している障がい福祉計画の上位計画にあたる次期障がい者福祉計画で図っていくことが考えられます。今回の第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画の策定では現行のサービスの見込量を示していくものとなります。

大石メンバー

あくまでも今回は現行の障害福祉サービスの見込量を検討するものということについては理解したが、障がい者福祉計画にあたる施策等に関する検討はいつ行うこととなるのかを改めて聞きたい。

事務局 黒川

第5期に向けた策定の際に議論を進めていくことになると考えております。

大石メンバー

令和6年から8年の期間については、今申し上げた課題について方向性は決めないということか。そのことの是非について、石渡アドバイザーにもご意見を聞きたい。



## 石渡アドバイザー

大石メンバーが話している逗子市障がい者福祉計画、逗子市障がい福祉計画の違いについては、他市町村では「者あり計画」、「者なし計画」と呼ばれるものになる。現在議論を重ねているのが「者なし計画」にあたるものとなり、サービス量の検討を行うものとなる。

障害者総合支援法にて、3年ごとに各自治体が策定することとなっている。課長がページ上番号6にある理念などを掲げている「者あり計画」は障害者基本法に基づいて、方向性や理念を決めるものとなっているように、元々、性格が異なるものとなっている。逗子市は、障がい者福祉計画を一定の期間で策定・推進しており、今年度の検討会では、サービス量の検討を障がい福祉計画の策定として進めるといった方針で実施されていると認識している。名前が似ているため、混乱しやすいが、性格や目的が異なる中で逗子市としてそのように整理されたと考える。

また、神奈川県手話言語条例や知的障がい者の意思疎通支援者の話が挙げだったが、令和5年4月から当事者目線条例を制定後、神奈川県では、特に知的障がい者の当事者に対して、サポーターと呼ばれるような存在を位置づけていて、条例の策定にあたり、意思疎通支援で大きな役割を果たしており、意思疎通支援者の育成が進んでいると認識している。

国としても、障害者権利条約を批准するため、平成22年に障害者制度改革推進会議の中で当事者中心に進めていく際に意思疎通支援が進んできたと思う。

逗子市でも意思疎通支援者の育成が重要かと思われるが、現状の動きや当事者のニーズを集めながら検討していくことが重要と思う。

## 中野メンバー

ページ上番号11の障がい福祉人材の確保・定着の説明のうち、「障がいのある人の重度化・高度化」とあるが、恐らく重度化・高齢化と考えられるため、修正をお願いしたい。

また、ページ上番号38のくろーばーの通所支援について記載があり、ページ上番号41に全体の通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の記載があるが、双方の利用量等の表記や並べ方が異なっているため、揃えた方がよいと思われる。

最後にページ上番号30に説明のある地域定着支援について、ページ上番号35において「現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため」と記載されているが、知的障がいの場合、高齢の親と知的障がいのある人が一緒に暮らしているケースが逗子市では多いと考えられる。親が本人への対応をできている時は大丈夫だが、親が病気などで入院するなど、本人の地域の生活ができなくなるという事情が大きいと考えられる。高齢の親が増えていく中で、地域定着支援の実績が0なのは仕方ないが、今後の見込量が低い状態は課題であると思う。高齢の親と障がいのある人について、今話したような問題が顕在化する前に地域定着支援などの制度がより使いやすい状況になるとよいと考える。

事務局 黒川

ご意見ありがとうございます。文言修正のご指摘は対応させていただき、その他のご意見については検討させていただきます。

木村メンバー

先ほどから話が出ているページ上番号 54 の資料編、1 の用語解説について、基本的な位置づけを整理した方がよいと思う。大石メンバーがおっしゃったように障がい福祉にとって必要な用語を載せていくとなると、ユニバーサルデザインのみならず、かなりの用語を入れる必要が出てしまうため、あくまで本計画に記載のある用語解説にするなどの整理をすべきかと思う。そういった整理をする場合であっても、判断基準を明確にした方がよいと思われる。例えば、ニーズは載っていて、アセスメントが載っていないというのは疑問に思う。外部に向けて読んでもらうのであれば、ポイントを絞った方がよいと思う。

先ほど話に挙げた意思疎通支援事業の位置づけについても、市で実施する意思疎通支援事業は手話奉仕員や要約筆記者を育成する研修を行うもので、従来の意味合いで認識される意思疎通支援とは異なり、誤解を招きやすいところがあると思う。

意思疎通支援は手話通訳者や要約筆記者だけではなく、点訳奉仕員や失語症意思疎通支援者などもおり、今は市として実施していないが、今後必要なことについて、次期障がい者福祉計画の議論で行われるとよいと思われる。その意味でも意思疎通支援の対象者についても、知的障がいや精神障がい、高次脳機能障害も含まれるが、有資格者について具体化されていない部分もあり、位置づけを整理して、意思疎通支援について具体的な記載を工夫していく必要がある。

事務局 黒川

障がい福祉にとって必要な用語とすると本編よりも長くなってしまふ恐れがありますので、本編に触れている部分について記載するという整理をさせていただければと思います。

木村メンバー

追加で一点、用語について、OT・PT・ST について、正式名称を載せてもよいと思う。

大石メンバー

木村メンバーの意見に賛成します。少し話が逸れますが、逗子市福祉会館が東逗子に移転するという話を聞いているが、新たな施設について、計画にどのように関わってくるか、現段階で分かる範囲について、お聞きしたい。

事務局 黒川

福祉会館の今後の役割については、本課で把握はできていないところです。

伊藤メンバー

今お話しがあった東逗子移転の件について、子育て支援センターも移る予定となっています。今回は複合施設ということで、福祉会館だけでなく、子育て支援センター、包括支援センター、図書館分署なども令和9年度から移っていくという話もあり、現在はそのための計画を市民も参画しながら進めているところで、まだ具体的な話まで進んでいないところです。

斗舛メンバー

ページ上番号 34 において、障がいのある人の重度化・高齢化が話題になっている中で、日中サービス支援型の施設数についても計画に載せてもよいのではと思われます。

事務局 黒川

日中支援型のグループホームについて、重要性は理解しても誘致に苦慮しているところとなっており、逗子市障がい福祉計画にグループホームの整備（施設数）について、記載しているところとなっているため、そちらで反映を検討していきたいと思います。

事務局 黒川

その他意見ございますでしょうか。続いて、本市の方で修正いたしました内容の説明を担当からいたします。

事務局 山口

先ほどと同様に資料1と資料2を並べながら、ご覧いただければと思います。ページ上番号 72 のその他大きな変更箇所をご覧ください。

表の一番上と二番目は簡易な修正としましてページ上番号 2～3 の目次の追加、ページ上番号 8 のパブリックコメントの方法詳細について、実施方法・意見募集期間を記載しました。また、表の三番目は、ページ上番号 12～22 において、グラフの追加については先ほどお示ししたとおりとなります。

表四番目は、大きな修正としまして、ページ上番号 32 の就労選択支援につきまして、未だ県から指針等は示されておりませんが、本市において見込量を設定させていただきました。見込量のベースとしたのは、毎年 18 歳となり、学校を卒業するなどして進路について相談がありサービスに繋がるケースの平均と就労継続支援サービスや就労移行支援サービスにおける新規利用者数の増加率を踏まえて算出したものとなっております。県から別に指針等が示されれば、それに即した修正を検討しております。

続きまして、表五番目ですが、ページ上番号 37～39 につきましても、大きな修正箇所となります。本計画は障がい児福祉計画でもありますので、現計画（41～44P）に記載された内容を引き継ぎつつ、制度が新しくなった部分については修正を加えて示しており

ます。ページ上番号 37 及び 38 の見込量につきましても実績を踏まえて、見込量を現計画から修正しております。特にページ上番号 38 のくろーばーの通所支援については、定員の見直しを令和 4 年度から行っているため、その見直しを踏まえた見込量となります。

次に表 6 番目ですが、ページ上番号 49 の移動支援につきましてもは、実績・見込量どちらもになりますが、利用量が前回の案に比べて大きく減少しております。こちらにつきましては、本市の実績集計にあたって、集計方法に誤りがあり、その誤りを修正した結果となります。具体的には、この実績は、移動支援の請求から利用量を算出しているのですが、その請求には本体請求と加算請求というものがあり、本体請求から利用実績を出さなければならないところを加算請求の件数も足し合わせてしまっていたものとなります。今までの検討会におきましても本体請求・加算請求両方の件数を足し合わせたもので報告をしてしまっているところとなります。大変申し訳ございませんが、このタイミングで正式な数値に戻していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

表の最後の修正ですが、ページ上番号 54 以降の資料編を追加したというものとなります。用語解説（ページ上番号 54 から 60）・法令等障がい関連施策の動き（ページ上番号 61 から 64）・要綱（ページ上番号 65 から 66）・名簿（ページ上番号 67）が追加されております。

本市における修正箇所の説明は以上となります。

事務局 黒川

今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。（意見なし）

では、最後にアドバイザーから総括のご意見をいただければと思います。

石渡アドバイザー

この検討会ではメンバーの皆さんがそれぞれの立場から大事な意見を積極的に発言していただき、事務局がその意見をしっかりと受け止めて、真摯に対応をされていて、会議体として素晴らしいと感じている。逗子市という規模感や適度な距離感の良さだけでなく、これまでの積み重ねも含めて評価できていると思う。

今年度、当事者団体である逗子市身体障害者福祉協会が解散する方向で動いているという話を聞いて非常に残念に思っている。やはり、当事者団体が声を挙げるからこそ、障がいに関わる動きに繋がっていると考えており、そこから私たちも学ばせてもらっている。

地域定着支援は障がいに困難を抱えた方が地域で生活していきたいということを多面的に支援することが元々の考え方だと思っており、逗子市でもサービスとしての利用はなくても、障がいのある人やその支援者に配慮した形で、いろいろな立場の方が力を合わせて連携しながら対応をしていると思っている。高齢福祉においても、エンディングノートや終活といったことが話題になっている中で、障がいのある人が高齢になるにあたって、単身生活

をする時に納得できる最後を迎えるためにどのように支援できるかという部分についても、逗子市の障がい福祉計画に打ち出されてきていると感じている。地域で暮らし続けることを考えていく中で、行政がサービスだけでなく、住民参加をどうやって実現していくかが重要であると思う。

さまざまなサービスを利用する中で計画相談の役割が更に重要になっていると感じ、その中で重層的な支援など新しい施策の検討段階に入っていると思っている。この計画だけでなく、地域福祉計画などとの連携も必要になってくると思う。行政の枠を超えた連携も必要になると思うので、それを見据えた計画策定を進めていくことが大事だと考える。

障がい福祉の課題は多いが、今後も納得のできる計画策定のプロセスを構築していったらいいと思っており、今後も協力させていただきたいと思う。

事務局 黒川

石渡アドバイザー、ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、資料3ページ上番号 74 の今後の策定スケジュール及び検討会年間予定をご覧ください。文言の誤りなどのご指摘については修正させていただき、いただいたご意見を反映させたものを別途お示しする形とし、次回について、予備の回としていた第4回の検討会の開催を見送らせていただこうと思うのですが、よろしいでしょうか。(異議なし)

今後につきましては、12～1月でパブリックコメントを行い、2月に最終案をお示しし、県との協議に入っていくという流れとなっております。

引き続き検討会メンバーの皆さまのご協力をお願いいたします。

議事2 その他

事務局 黒川

次に、議事(2)その他につきましては、今回は市からはお知らせ等はありません。その他メンバーは大丈夫でしょうか。それでは、予定議事は以上となります。議事進行にご協力いただきありがとうございました。これにて検討会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

【閉会】